社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２８年度　第３回　評議員会議事録

１　開催年月日　　平成２９年２月２７日（月）
　　午後２時００分～午後３時１５分
２　開催場所　　精華町地域福祉センター
　　かしのき苑　１階　会議室Ａ・Ｂ・Ｃ
３　評議員総数　　３６名（欠員４名）
４　出席者氏名　　２６名（別紙１のとおり）
５　欠席者氏名　　１０名（別紙１のとおり）
６　議事の経過要領及び議案議決の結果

日程番号１　議長の互選について

定刻に至り、定款第１４条第５項の規定により議長に奥田宗三郎氏が選任され、議長は定款第１４条第７項に定める定足数を満たしていることを確認した。

日程番号２　議事録署名人の選任について

定款第１４条第１０項の規定により議事録署名人に井上順司・上西万里子両評議員を指名し、議案の審議に入った。

議　　長　　続きまして日程番号３。第６号議案、役員選出の規程の制定についてに入らせていただきます。事務局から提案を願います。

事務局長　　はい、議長。第６号議案、役員選出規程の制定について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会役員選出規程（案）について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第２１号）に伴う定款変更について、平成２９年１月１８日付で京都府の認可を受けたことにより、新定款第１９条に基づいて本会役員選出規程を制定する必要が生じたためのものでございます。平成２９年２月２７日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、２ページ目の役員選出規程（案）をご覧いただきたいと思い

ます。現在のところ、理事・評議員選出等の規程という規程がございますが、今回の法改正によりまして理事、評議員等につきましては、それぞれ選出される組織が変わってくるということからこの規定、昭和５４年規則第１号でございますが、この全部を改正させていただきたいと思っております。それでは朗読をさせていただきます。社会福祉法人精華町社会福祉協議会役員選出規程（案)。まず、理事の選出でございます。第１条、定款第１８条に規定する理事の選出方法は、下記各号の団体が母体となって推薦した者を評議員会において選任するものとする。ただし、知識経験者は、出席理事の２分の１以上の同意を得て会長が評議員会に推薦する。１号、自治会長連合会１名。２号、民生児童委員協議会１名。３号、社会福祉施設１名。４号、行政機関１名。５号、ボランティアセンター１名。６号、知識経験者７名。今回、定款によりまして４月１日からでございますが、現行の理事１５名体制から１２名体制に規模を縮小するということを既に前回の評議員会でご承認を賜った訳でございますが、１２名のその内訳を示している条文でございます。次に、監事の選出でございます。第２条、監事は、他の役員との親族等の関係がなく当該社会福祉法人に係わる事業を行っていない者とし、次の各号の中から１名ずつ評議員会において選任するものとする。１号、社会福祉法第４４条に規定する財務諸表（事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収入支出計算書）を監査できる者。２号、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者。こちらにつきましては現行２名と。据え置きということになってございます。附則、平成２９年２月２７日制定。この規程は、平成２９年４月１日から施行する。以上が、役員選出規程の案でございます。どうか可決承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議　　長　はい、ご苦労さまでございます。ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。

藤井評議員　（挙手）

議　　長　どうぞ。

藤井評議員　桜が丘三丁目、評議員の藤井です。理事の選出のところでちょっと質問なり、要望をさせていただきたいと思うんですが。まず１から５は、例えば自治会長連合会や協議会のところ、協議会でしたっけ。名前は変わっただけで実態のあるものに代えたということで、問題はないと思うんです。１から５についてはですね、前の規程どおりで問題あるとは思えないんですが、６番目の知識経験者。これがいわゆる、非常に曖昧とした表現なんで。国会等なんかで使われる、下の監事の選出の所にも書いておられますけど

も、学識経験というものとは違うという表現になっている訳ですけども。これはよくわかんないんですけども、これはまあとりあえず適切な表現がなかったんだろうと思うんで、良しとしますけども。前のと言いますか、現行のものが知識経験者５名だった、それが今回７名になっていると。２名増えている訳ですけれども、おそらくこれは、私の推測では数合わせだろうと思うんですが。ただ私これを、１から６の選出母体を見てまして、子供への福祉に対してですね。この社協においてもこれから力を入れていくんだということを表明されておられますように、やはり子供への、昨今いじめだとか虐待だとかネグレクトだとか、非常に大きな社会問題になっている訳ですから。子供への福祉活動に対してですね、そういう従事している方に、やはりこの理事のメンバーの中にやっぱり入れていただきたいなという具合に思う。また、入れるべきだと思う。民生児童委員の方が、そういう関係の方が選ばれるであろうということが１名として出てますけども、実態として結局、民生児童委員はお年寄りに向いてるというか、そちらのほうに目が行きがちで。だから、主任児童委員っちゅうのありますよね。そういう方を、やっぱりその知識経験者５名であと２名をその主任児童委員、あるいは相楽作業所といいますかね。障害関係のあれがありますけども。そういう方の、所長だとか。いわゆる、もう少し子供の福祉活動に目が行っている人を入れるべきではないかと。と言うのは、これ一旦決まるとこのままでずっと何年間も、前は昭和５４年とおっしゃいましたよね。３０年経過してる訳ですから、やはり先を見たものに。当然、この規程が決まってきますと、この路線で行く訳ですから。例えば社会福祉施設なり、あるいは行政機関なりの所から児童福祉に関係した人たちを選ぶという、運営上持っていくのは可能なんですけども、やはり姿勢として、子供への福祉に対して、そういうところに目を置いたといいますか、ものをやっぱり、将来のことを考えると否定すべきではないかなという意見です。

保田評議員　（挙手）

議　　長　どうぞ。

保田評議員　民生児童委員の保田と言います。今の発言若干、抵抗はしたいけど抵抗はするぞって意見なんですけど。民生児童委員は、民生委員から民生児童委員に名前が変わりましたので、児童が付いてるんです。だから、私どもも対象は高齢者だけでなくって、児童のほうにも目が行くように鋭意努力しておりますので、若干そういうニュアンスがあると思うんですが、私どもはそういうふうに頑張っておりますということで、ちょっとご報告なり、ご意見を付

け足しをしたいと思います。よろしくお願いします。

議　　長　はい。他の方ございませんか。

それではここで、事務局のほうからご答弁いただきます。よろしくお願いします。

事務局長　はい、議長。ご質問などありがとうございます。まず最初に、藤井さまからご質問といいますか、ご意見といたしまして受け止めさせていただきましたが、おっしゃるとおりでございまして、福祉というのは何も高齢者だけではなくて、いま社会問題にもなっておりますが子供の貧困であったり、またその貧困の連鎖であったりですね。また、所得と学力の比例といいますか、これは悪い意味でございますが。そういった社会問題が次々に顕在化してきている中でですね、今年度からファミリーサポートセンターの事業も当会として実施してきたところでございますが、本当に地域の福祉課題。これは障害の方も子育て中の方もそうですけれども、広く社会福祉協議会として関わっていかなければならないというふうに感じているところでございますので、ご主旨を踏まえまして、この知識経験者というふうに広く捉えてはおりますが、この中でもバランスよく、障害に関する部分や高齢に関する部分。それから子供に関する部分ということで、各分野、偏りのないように、全体が網羅できるように、今後、人選に努めて参りたいというふうに考えております。貴重なご意見ありがとうございます。

それから、保田さまのご意見でございますが、当然ながら、民生児童委員協議会の民生児童委員さまにおかれましても、高齢者だけということはなく、子育て中の世帯への支援というお立場でも関わりをいただいているところでございますので、こういった２号の民生児童委員協議会さま、並びに３号の社会福祉施設。こちらも今、児童養護施設の施設長さまにご参画をいただいているところでございますので、当然、トータルで見まして一定の分野に偏ることのないようにですね。今後、法人運営に努めて参りたいというふうに考えておりますので、引き続きご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　はい。事務局から考え方を述べていただきましたが、ご質問者、以上の点でよろしいでしょうか。

それでは、その他でご意見ございませんか。

ご意見が無いようでございますので、採決に移りたいと思います。

第６号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　全会一致により、可決承認いたします。続きまして日程番号４。

第７号議案。平成２８年度社会福祉事業拠点区分補正予算（第２

号）についてに入らせていただきます。事務局から提案を願います。

事務局長　はい、議長。第７号議案。平成２８年度社会福祉事業拠点区分補正予算（第２号）について。定款第２９条に基づき、平成２８年度社会福祉事業拠点区分の補正予算について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、大きく５点ございます。まず１番目、平成２９年２月１日付で、一般住民の方より福祉のために活用することを目的に高額寄付をいただいたため。また、精華町から「認知症安心サポート事業」の委託を受けたこと及び京都府共同募金会全国共通助成テーマ重要助成の申請をしたところ、助成金が交付されたことにより、収入を上方修正する必要が生じたため。２．日常業務で使用する印刷機が無く、大量の印刷物も複合機でコピーしているところであるが、印刷機より時間とコストがかかるため、コスト削減を目的に印刷機１台を購入したいため。また、事務機器が購入から１０年以上経過し、経年劣化のため使用の際に不具合が生じている。業務に支障をきたしているため、新たに買い替えたいため。３．精華町認知症安心サポート事業（高齢者ＳＯＳネットワークの構築）として見守り模擬訓練を実施しているが、今年度より「精華町見守り実行委員会」を立ち上げ、各関係団体、まちのサポート店等と連携を図り、見守り訓練の実施と見守り体制の強化を図ることとなった。実行委員会の立ち上げと運営、模擬訓練の実施にあたり経費が必要となったため。４．京都府共同募金会の助成を受け、「社協ふくし相談事業」を実施するにあたり、事業運営にかかる経費が必要となったため。５．デイサービスセンターで使用する設備について定期点検を受けた際、貯水槽の加圧給水ポンプに異常があり、加圧ポンプ２台の取り替えが必要となったため。また、電気供給用の高圧ケーブルに亀裂が見つかり、停電の恐れがあるため早急に取り替えが必要となり、同じく高圧開閉器が耐用年数（１０年）を過ぎていることから取替工事が必要となったためのものでございます。平成２９年２月２７日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長長谷川悟。それでは、こちらのほう資料は４ページまでございますが、２ページ。横向きの、事業単位と書かれました資料を用いまして、こちらを主にご説明をさせていただきたいと思います。まず収入の部でございますが、３項目ございます。１番目、社協ふくし相談事業についてでございます。補正前0円。補正額300,000円、補正後 300,000 円となります。説明といたしましては、京都府共同募金会から補助金を受けたためでございます。２番目、認知症安心サポート事業です。補正前 0 円。補正額 216,000 円。補

正額 216,000 円。説明といたしましては、精華町から業務委託を受けたためでございます。３点目でございますが、寄付金の収入でございます。補正前 500,000 円。補正後 10,000,000 円。補正後 10,500,000 円。こちらは先ほどもご説明いたしましたように、今月の１日付で住民の方から高額寄付１千万円をお受けしたためでございます。収入の部の合計につきましては、補正前 0 円から補正額 10,516,000 円。補正後 10,516,000 円ということでございます。対しまして支出の部でございますが、５項目ございます。１番、印刷機の整備です。補正前 0 円。補正額 2,350,000 円。補正後 2,350,000 円。説明といたしましては、現在、印刷機が無く複合機で全て資料作りをしているというところからでございます。こちらにつきましては補足がございまして、１１月までは、実はこのかしのき苑にも印刷機１台があった訳でございますが、そちらは町のリース物件でございまして、今回、１１月を以ってリース期間が満了するということで、町の財政上の問題から撤去されたということで、現在、印刷機が無い状態でこれら資料作りをしているというところでございまして、当然、規模から考えてみましても自前の印刷機１台を所有したいということでございまして、特に今後は、来年度の事業計画や収支予算。年度が明けますと事業報告や収支決算ということで、刷り物も非常に多い時期を迎えて参りますので、職員の拘束時間も含めまして、何とか改善していきたいということで、今回ご提案をさせていただきたいものでございます。次に２点目でございますが、事務機器等の整備といたしまして、補正前 0 円。補正額 2,115,000 円。補正後 2,115,000 円。内訳といたしましては４点ございます。まず、①でございますが、パソコン７台の購入費用といたしまして、813,000 円を見込んでおります。こちらは、経年により劣化してきたものでございます。次に②のシュレッダー３台、833,000 円でございます。こちらも、デイサービスセンターができた時でございますので約１２年でございますが、各課にシュレッダーを１台ずつ、その当時購入をした訳でございますが、導入から１２年が過ぎようとしておりまして、異音が発生したりしているところでございますので、新たに買い替えをしたいというご提案でございます。③でございますが、ダストボックス２台、238,000 円を計上しております。隣のデイサービスセンターのダストボックスでございますが、日々介護などで紙おむつ等のゴミが大量に出てくる訳でございますが、現在、週に２回、委託業者の収集をお願いしているところでございますが、収集日までは一定、ストックする必要がございますので、施設の外にダストボックス２台を置いているところでござい

ます。こちらにつきましても１２年前から同じ物を使っておりますが、屋外で使用しているということもございまして非常に劣化してきているため、衛生上も買い替えが必要という時期を迎えておりまして、ご提案をさせていただくものでございます。最後４点目でございます。④事務机２台、231,000 円でございます。こちらにつきましては、ここ数年間ですけれども社会福祉協議会の職員も少しずつ増加をしてきておりまして、新規事業など町から委託を受けたりした際には、当然その事務員やコーディネーターを配置してきているところでございますが、ここまでの間、引き出しなどが付いていない簡易机で仕事をしている職員も一部おりまして、業務にも支障が出ているということから、今回、新たに事務机を２台購入したいというふうに考え、ご提案させていただくものでございます。次に３つ目の、加圧給水ポンプの修理でございますが、補正前 0 円。補正額 300,000 円。補正後 300,000 円。こちらは先ほどご説明いたしましたように、デイサービスセンターの加圧給水ポンプが定期点検の際、異音が発生していることが判明し、耐用年数が過ぎているということもございますので、今回、分解修理を業者に委託するための費用として計上したいものでございます。次に４番目、同じくデイサービスセンターの高圧ケーブル、高圧開閉器の取替工事についてでございます。補正前 0 円。補正額 1,450,000 円。補正後 1,450,000 円。２点ございますが、①の高圧ケーブルについては、定期点検の際に小さな亀裂が見つかり早期に取り替えをおこないたいためでございます。こちらはそのまま放置をしておりますと、万が一、断線などした場合には直ちにデイサービスセンターのほうに電気が供給されなくなるということでございますので、できるだけ早い時期に取り替えをしたいというふうに考えております。②につきましては高圧開閉器ということでございますが、こちらも耐用年数を過ぎているということで、実は来年度の当初予算に計上したいというふうに、タイミングとしてはそのように考えていた訳でございますが、今回、高圧ケーブルの亀裂が見つかったために、一体的に同じ業者に工事をしていただくことが合理的ではないかと。コストダウンも図れるのではないかということから、取り換え工事を前倒しで実施したいというご提案でございます。次に５番目、社協ふくし相談事業でございます。補正前 0 円。補正額 300,000 円。補正後 300,000 円です。京都府共同募金会の補助を受けまして「心の悩み相談」を実施するための費用でございます。こちらは、社団法人に業務の一部を委託させていただいておりますが、これまで、ふくし相談につきましては社会福祉協議会の相談員が直接相談をお

受けしていた訳でございますが、そのスタイルは一方で残しておきながら、この社団法人さんの中には臨床心理士の先生もいらっしゃいまして、併せてその臨床心理士の先生にも相談員としてご参加いただくことによって、悩みごとを持って相談に来られた方の福祉的相談と、同時に心の悩み相談ということも併せて実施することができるということから、内訳として委託費 200,000 円と広報費 100,000 円を計上したいものでございます。６番目、認知症安心サポート事業です。補正前 46,000 円。補正額 73,000 円。補正後 119,000 円です。こちらは精華町から委託を受けて、見守り実行委員会、見守り訓練、事業所向け研修などを運営・実施するための費用として追加計上したいものでございます。支出の部合計は、補正前 46,000 円。補正額 6,588,000 円。補正後 6,634,000 円ということになります。内訳といたしまして、支出の部の中の１番及び２番の②につきましては、勘定科目上でございますが、固定資産というところに金額的に計上されるという会計処理になりますことを併せてお知らせいたします。最後になりますが、４ページのデイサービスセンター積立金の補正をご覧いただきたいと思います。最後のページです。真ん中、中段からやや上の所でございますが、その他の活動による収支。支出という所がございます。勘定科目といたしましては、大区分で積立資産取得支出という所の中区分、デイサービスセンター積立資産支出というものがございます。当初予算といたしましては、補正前の予算をご覧いただきまして、10,000 千円とございます。今回、補正額といたしまして全額を取り消すマイナス 10,000 千円といたしまして、補正後の予算は 0 円ということのご提案でございます。理由といたしましては、先ほどから申し上げておりますように、平成２９年度から新しい制度が始まるということがございまして、その中の１つに社会福祉充実計画の作成業務というものがございます。この内容でございますが、平成２８年度決算。まだ迎えておりませんが、今年度の末日でございますが、この平成２８年度決算を以って社会福祉充実残額を計算しなければならないということが法律上、明記されました。この計算によって残額が生じた場合は社会福祉充実計画を作成しなければならず、現段階でございますので年度の途中の試算ではございますが、デイサービスセンター積立金につきましては、積立金額が現時点で多いものと判断される見通しでございまして、今年度、更に 10,000 千円を積立てる必要が無くなったということが主な理由でございます。そのための減額補正というご提案でございます。なお、本件につきましては先週、１週間前でございますが２月２０日、月曜日の理事会で可決

承認を賜っているところでございますが、今回、評議員会におきましても可決承認を賜りますように第２号補正といたしましてご提案をさせていただきたいものでございますので、どうか可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　はい。ただいま事務局のほうから、少し長い内容でしたけれども、非常にきめ細かくご丁寧に説明をしていただいたかと思いますけども、この７号議案の関係につきましてご質問ございましたらお受けしたいと思いますので、挙手にてよろしくお願いいたします。

藤井評議員　（挙手）

議　　長　どうぞ。

藤井評議員　同じく藤井です。印刷機の件で。必要性はよく理解できました。で、そうすると後はいわゆる、この値段の物を購入することが妥当なのかどうかという点を検討する必要があろうと思う。必要性はよく理解できますし、そうだろうという具合に思います。だから、この印刷機のメーカー、品名、型番、それからきっと代理店を利用されてると思うんで店名と、どうしてこの印刷機になったのかと。その妥当性を説明してもらいたいんですけど。それが１点。それから２点目はですね、あまり細かいことを言って、舅姑的な意見みたいで気が引けるんですけども。事務機器の所ですね。事務机が２台で 231,000 円。少しこのお値段は事務机として、いわゆるビジネス用として使う事務机としてはえらく高価ではないかなという印象を持ちます。特別な何かを、機能を持たせて、その必要性があるからこの値段になったのか、その辺のところご説明いただきたい。普通、事務机ってそんなにしないはず。ピンキリがあるだろうと。言うたら悪いけど、一般職員の方が使う事務机であれば、ちょっと高価なのではないかなと。無駄なことしないようにお願いしたいという具合に思います。これは説明お願いしますね。３点目はですね、社協のふくし相談事業ですね。これ委託費を 20 万円見込まれてて、社団法人に委託するんだということで、このへんはまあ、特に私は問題視しませんけど、どこの社団法人なのかということを明らかにしていただきたいという、この３点ですね。あとの、１と３と５ですか。これについては、私は特に問題があるようには思いませんけども。１、２、３。印刷機と、それから事務机の件と、社団法人ですね。委託の。この３つをはっきりお願いします。

議　　長　はい。それでは、その他にございますか。ございませんでしたら、まず、藤井さんから３点ご質問等ございましたので、事務局のほうから説明答弁お願いいたします。

事務局長　はい。ご質問ありがとうございます。３点ご質問をいただいたか

と認識をしております。まず１点目でございますが、支出の部の１番目にございます印刷機に関してでございますが、元々、かしのき苑のほうに町がリース物件としてレンタルしていた物と同等品というふうに考えておりまして、いま現在のところは、理想というメーカーがございますが、その印刷機などを、その同等品あたりを考えております。こちらのほうにつきましては、分速でいきますと１分間あたり約６０枚印刷ができるというスピードがあるということで、これは一般的に速い目。印刷速度も速い目であるということと両面一気に印刷ができるということで、従来、かしのき苑が５年前からリースしていた物件でございますが、そちらのほうは片面ずつの印刷ということもございまして、当然、両面を一気に刷れるということは事務作業の時間が半分に短縮できるということから、合理的ではないかというふうに判断したためのものでございます。この金額でございますが、2,350,000円とございますが、現段階では登録している業者のほうから参考見積りを事前に徴収しておりまして―

藤井評議員　相見積になります。

事務局長　いえ、現段階では参考見積りとなっておりまして、補正予算を組むための参考見積りとさせていただいておりますので、今回、ご承認を賜ったのちに入札をさせていただきまして、当然これが上代といいますか、予定価格。最上限価格になりますので、これよりも安い金額で業者さんに競争していただくということになろうかと思いますので、今回はこの価格で正味購入をするということではなく、これを最高の上限金額に設定して、これ以下で業者さんに競争していただくということをご理解賜りたいというふうに考えております。それから２点目の事務機器の中の事務机でございますが、こちらも特別ということではないんですけれども、通常の事務机でございます。こちらにつきましても先ほどと同じでございますが、参考見積りの価格をそのまま反映をさせていただいておりまして、当然ここから、金額的には相見積ということになろうかと思いますが、これ以下の決着になるということで、特別華美な物ではないということをご了承いただきたいと思っております。それから３点目。支出の部の５番目の、ふくし相談の業務を委託する社団法人先でございますが、一般社団法人、京都フェアリー。京都は漢字。京都府の京都。フェアリーはカタカナでございます。こちらのほうは、この平成２８年度の年度当初に、拠点は木津川市というふうに聞いておりますが、認可を受けられた社団法人でございまして、概要を簡単にご説明いたしますと、元々、癌を患った方であったりとか、過去に離婚を経験したり、

ＤＶを経験したりとかいうような、女性が中心な訳でございますが、そういったつらい過去を持っておられる女性がお家に閉じこもりになることなく、もう一度、自分の持っている知識や経験、技術を社会に活かすことで、生きる自信といいますか明るさを持って、もう一度、社会に復帰していくということを支援するための一般社団法人として、今年度認可を受けられたというふうに聞いておりまして、代表の方からもお話を聞いている訳でございますが、過去に大病を患われて、家庭から出にくい時期もあったというふうに聞いている訳ですが、それが後ろ向きに生きていく訳ではなく、１つのきっかけとかを以って、また社会で活躍できるようなそんな場を、自分と同じような経験をした方々に声かけをしていって、そういった方々に自信を持って社会に役立っていくための場を提供するための一般社団法人を組織されたというふうに聞いておりまして、その中に臨床心理士の先生もいらっしゃるということから、今回、言い換えれば過去に同じ境遇というか、相談に来られた方と同じ境遇、立場を経験された方であるからこそ、更に親身になって相談に乗れるということもあるのではないかと。本会でそう判断いたしまして、そちらの先生に業務を委託したいということからご提案をさせていただくものでございますので、どうかご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　はい、ご苦労さまです。いま、３つの案件について説明をしていただきましたけれども。藤井さん、よろしいでしょうか。

藤井評議員　結構です。あと１点、もう１つ。この枚数が増えて資料作りが大変やちゅうんはわかるんですけども。何て言うか、印刷機のところが１ついい例じゃないかと思うんですけども。我々、自治会で当然ながらこういう点について審議をされ、そのために事務局からそれなりの資料を、どうしてその印刷機がこれぐらいかかって、例えばメーカーこんなところあって、カタログ等が。いろんなものを、恐らくお付けになって、そういう資料をされた上で審議検討されたと思うんですが。我々の所に来る、評議員会に来る時にはもう大ざっぱな、ちょっと言いかた悪いですけども、この額でいくんで、これでＯＫかどうか言えよと。いうことの形から見えますよね。そうではなくて、もう少し、何ていうか、我々が検討し易いように。もう少しデータと言いますか、資料をですね、付けていただいて。言うたら理事会に出したやつの、要約をもう少し付けてですね、いただきたいなという具合に思います。恐らくそうしたら私みたいに質問はなくて、資料だけパッと見て、恐らく時間は節約できるだろうと思いますけど。言うたら、上っ面だ

け評議員に見せといて、もうあんまり言われないようにしようやないかと。いうようなあれが働かないように。私、事務机の細かいことも言いましたけども。これだって、本来ならば検討した上でね。私も自治会長やってて、その非常に、金額を出す時には非常にやはり神経使うんで。やはり、実際事前に見積り取って。最低の額に近いところを表示して。その会員の皆さんに了解を取るというようなことをしますけども。大ざっぱで、いわゆる定価の値段で恐らく書かれているんだろうと思いますけども。そうじゃなくて、実際に近いような形にしないと。よくないんじゃないかなという具合に思います。

議　　長　はい。藤井さん、特に事務局からの説明はよろしいですか。

藤井評議員　はい、結構です。

議　　長　それでは、その他にご質問等ございましたら。
ございませんか。ご意見が無いということで、採決をしたいと思います。第７号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　全会一致により、可決承認をいたします。続きまして日程番号５。
諸報告に入らせていただきます。事務局からを願います。

事務局長　はい、議長。それでは、この評議員会のお時間を少しお借りいたしまして、数点、事務局から評議員の皆さま方にご報告を申し上げたいと思います。本日お手元にご用意をさせていただきました、評議員選出等の規程。それから、評議員選任・解任委員会運営細則に関する規程ですね。こちらにつきまして、先般、開催いたしました理事会の中で可決承認を賜った資料でございます。この場で概要をご報告させていただきたいと思います。まず１つ目といたしまして、評議員選出等の規程でございます。今回、定款上では４月１日以降でございますが、評議員の定数は１３名以上１５名以内ということで一定の幅を持たせて、ただし理事の定数は超える人数ということになった訳でございますが、こちらお手元の評議員選出等の規程のとおり、その区分などを規程にまとめさせていただきましたのでご報告を申し上げたいと思います。その内訳でございますが、１号から４号までということでございまして、第１号、地域の福祉関係者ということで、こちらのほうで民生児童委員さまやボランティアさまなどを推薦していただきたいというふうに考えております。２号の、社会福祉事業を経営する役職員ということで、主に精華町内に拠点を持っている社会福祉事業をおこなっている方々ということでご推薦をいただきたいと思っております。また第３号といたしましては、学識・知識経験者ということで、今回、法改正の趣旨の中では税理士や司法書士、ま

たは弁護士というような専門的な方にも法人の運営をチェックしていただくというような意味合いから、評議員として加えることが望ましいというような趣旨の通知が出ておりますので、この３号の区分の中で専門家の方にもご協力を賜りたいというふうに考えております。最後に４号でございますが、経済団体が推薦する者といたしまして、地元で商工などをおこなっておられる方にもご参画をいただきたいというふうに考えているところでございます。それから顧問でございますが、こちらは現行どおり精華町長並びに精華町議会議長ということで、規則上、並びに知識経験者ということもございますが、現行どおり精華町長さま並びに精華町議会議長さまに任期満了後も引き続き顧問をお願いしたいというふうに考えているところでございます。こちらが１点目でございます。もう１つが、評議員選任・解任委員会運営細則でございます。こちらにつきましても、先の理事会でご承認を賜った細則規則でございます。定款の中でも触れておりますように、第３条にございます定数でございますが、委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成するというふうに明示されている訳でございますが、具体的には１枚お開きいただきまして、次のページの所でございますが評議員選任・解任委員会委員名簿というものがございまして、こちらにつきましても同日付でご承認を賜ったところでございますので、この場をお借りしてご報告を申し上げます。３名の内訳ございますが、１番、監事といたしまして島中秀司さま。精華町社会福祉協議会の監事でございます。２番といたしまして、事務局員で杉山典寿。わたくしでございますが、精華町社会福祉協議会の事務局長でございます。３番、外部委員といたしまして、和所正樹さま。こちらは前精華町健康福祉環境部長でございます。その任期でございますが、来月、３月１日から、４会計年度ということでございますので、平成３２年度の定時評議員会終結の日までとさせていただいておりまして、規則どおり３月１日にそれぞれ委嘱をさせていただく予定としておりますので、併せてご報告を申し上げます。事務局からは以上でございます。

議　　長　いま諸報告をしていただきました。本日の案件は以上のとおりですが、全般的なところで皆さん方のほうから何かご意見ございましたらお受けさせていただきたいと思います。

保田評議員　すいません。単純な、わからないもんで聞きたいんですが。理事の方は知識だったですね。私どももいます評議員の選出のところに学識って言葉が入ってますね。知識って整理しはってスマートやなと思ったんですけど、ここの学識は何か意味があるんですか。

お願いします。

議　　長　　はい。他ございますか。

藤井評議員　（挙手）

議　　長　　どうぞ。

藤井評議員　評議員選出の規程は、評議員会で議決する必要はないんですか。規程はないんですか。前の役員選出の規程については、これ、なんでですか。これは評議員の議決を必要としないという。この規程については。１点ですね。２点目は、評議員の選出で４つの区分がなされてて、１から３は理解できるんですけど。４の経済団体が推薦する者という、この意図はなんなのか。２点目ですね。３点目はですね、選任・解任委員会のところでですね。前の定款のところでも、質問といいますか異議を唱えたんですけども。その委員会のメンバーに外部委員があるというのは、この人の権限が極めて大きいんで、それなりの資格要件を持った者でないといかんのやないかということをご意見申し上げたけども、変更することなく京都府の認可を得ましたということですが。本当にそれでいいのかなと。３月１日から委員会委員のメンバーの外部委員として健康福祉環境部長前任の方が選ばれてるんで、理事及び事務局としては、なんて言いますか、運営上はですね。それなりにちゃんとしておられるんだろうという具合には、感じ取れることはできるんですが。ただ私、先ほどのところでも心の底にありますのはですね。こういった規則とか、定款もそうですけども、今の立場。今おられる人はですね、それなりに誠実といいますか述べられたとおりにですね、運営されるんです。と思うんですけども。ところが代が変わって、事務局長が変わり理事のメンバー変わってくると、これが２、３世代ぐらいなってきたりすると、もうその当時のですね。気持ちなんて吹っ飛んでしまって、どうするかっちゅうたら、そこに書かれてある提案なり規則なり、書かれた言葉どおりで運営しようとする訳ですね。それはある意味では当然なんですけど。そうするとその当時、例の法の改正でも一緒ですけども、その精神というものが受け継がれない。だから、こういったルールというのはいろんな、横からも斜めからもいろんな面で見て、不都合が無いように問題が出ないように、ちゃんと運営できるように。いうような、文言にしとかないと。私はいかんと思う。だから外部委員の方だって、それなりの規程を設けておかないと後で、３世代後の理事長が好きなように運営できますよと。それに、評議員異議唱えたって、ルールどおりやってますよと言われたらどうしようもないということです。

議　　長　　はい。他ございませんか。

新田評議員　（挙手）
議　　長　どうぞ。
新田評議員　新田と申します。これは先ほど採決されて、それはそれでいいんですけど。参考にちょっとお聞きしたいのは、これは補正予算の２ページ目の５の、ふくし相談事業。これは委託される訳ということは聞いたんですけど。選任にあたっても、最もだなというふうに思っております。ただ、こういうことの契約金額といいますか、これ、こういうことに対してはどのように決められたのかね。そういう仕組みがないか、査定方法があるのか。そこらへん参考にちょっとお聞きしたいなと思って手を上げさせてもらったの、それ１つと、それともう１つ。その上のほうに、この収入の部の合計ですね。これも単純な話で、私もわからないんですけど。補正前の合計が 0 円ということなんですけど、ここらへんが本来は 50 万円ということになるのかなと思うんですけども。0 円になってるのはどういうことかなと。それだけなんです。よろしくお願いします。
議　　長　はい。それでは事務局のほうから説明お願いいたします。
事務局長　はい。それぞれにご質問いただいておりますので、ご質問順とさせていただきたいと思います。まず、保田さまからご質問いただきました評議員選出等の規程の中の、第１条の３号にございます学識・知識経験者というところで、学識というふうに書かれているのは意味があるのかというご質問だったかと思います。今回、法改正の中ではガバナンスの強化というのを１つ求められておりまして、現在、評議員会というのがまず１つは、現行法では必置ではないというのが１つ大きな問題があるというところが指摘されております。従いまして、４月以降は全ての社会福祉法人に必置されるということでございます。社協だけはという限定的な話になりますが、法律的には必置ではなかったんですけども、都道府県の指導要領の中では社協だけは必置であるということで、ダブルスタンダードのようなところがございまして、この辺、曖昧だったところも現行法ではある訳ですけれども。今回、法改正後の法の趣旨でございますが、評議員会というのは先ほども言いましたように当然、決算を審議していただいたりするということから、会計の専門家にも入っていただくべきであろうと。それから法人を運営していくうえでは弁護士であったり司法書士など、法律の専門家にも入っていただいて、専門的見地から見ていただくべきであろうと。加えてですね。あとは大学の教授といいますか、准教授なども含めて先生方にも入っていただいて、社会福祉のプロフェッショナルというか。からの視点も必要ではないかという

ようなことが、法律の改正の趣旨の中に盛り込まれているところでございまして、そういったことを拾い上げまして学識・知識経験者というふうに表現をさせていただいたところでございまして。ただし、いま申し上げました専門職の方が、実際に評議員としてご就任いただけるかどうかというところは、いま現在、交渉させていただいているところでございますので、一定のハードルはございますけれども、法の趣旨を踏まえまして、こういった専門家の方々にもお入りいただきたいなと考えているところでございます。次に、藤井さまからいただいた質問の１点目でございますが、簡単に申しますと役員の選出規程は評議員会で決めて、評議員の選出規程は理事会で決めていると。それは何故かということですけれども。これはガバナンスの強化が求められている中で、現在の規則では自分たちの組織。例えば、理事が理事会に属している訳ですけれども、その理事会の委員を理事が決めたり、逆に評議員さんが属している組織。評議員会ですけれども。評議員のことを評議員会で決めたりということは、言い換えれば自分のことを自分たちの組織で決めているということになりますので。これ、現行の法律の中では認められているんですけれども、ガバナンス強化という観点から、次の４月１日以降の規則につきましてはお互いに監視し合うといいますか、けん制し合うという組織が望ましいということから、理事については評議員会で、評議員については理事会でということで、自分たちの組織を自分たちで決めるということのないようにということから、今回は評議員等選出規程につきましては理事会のほうで先に決めさせていただいたということになっておりますので、その点、ガバナンス強化が求められているという点でご理解を賜りたいと思っております。それから２点目のところで、こちらも評議員選出等の規程の第１条の４号、経済団体が推薦する者というのが、現行に無いものが急に入ってきた訳でございますが、それは何故かというご質問だったかと思います。こちらにつきましても、国が出して来ております指導要領の中の例示という部分ですが、地元の経済団体が推薦する者などというふうに書かれておりまして、こちらのほうをそのまま適用させていただいたというものでございます。３点目でございますが、評議員選任・解任委員会の委員名簿の中にもございますが、選出区分が３つある中、取り分け外部委員という表現が非常に広範囲であるということから、選び手の裁量が大き過ぎるのではないかというようなご主旨だったかと思っておりますが。今回、前回の評議員会の中でもそういったご質問というかご意見を賜りましたので、京都府社協や京都府の担当課のほうとも相談は

させていただいたんですけれども。一定、今回は国が示してきた区分であるということから、この表現が現段階では適当ではないかというような助言といいますかアドバイスをいただきましたので、現段階ではこれが適当であると判断して、ご提案をさせていただいたものでございます。ただし、ご主旨につきましては重々理解をしておりますし、また人選につきましても当然、三役でまとめていただいた後、理事会の承認も必要となって参りますので当然ある程度、公共的な立場をご経験なさった方とか、そういった中から選ばれてこなければ説得力が無くなってしまうというふうにも思いますので、表現の部分につきましては今後の課題としながらも、できるだけ中立的お立場からご判断いただける方の人選に努めて参りたいというふうに考えております。それから、新田さまからのご質問でございますが、まず１点目。例えば、委託金額の積算の方法はというご質問だったかと理解しておりますが、いわゆる法人格を有しておられる団体さまに委託したい場合は先に見積書のほうを徴収しておりまして、先方から出していただいた見積書を基に委託契約を締結させていただいておりますので、先に内部的な数字を持っているというものではないんですけれども。業務量であったり拘束時間であったり、拘束回数などから、積算を先方さんのほうでされているものというふうに認識をしております。最後に２点目でご質問をいただいた部分でございますが、補正予算の２ページの所の収入の部の合計額でございますが、こちらは単純に誤りでございまして、私も提案しながら気が付いておりませんでしたが合計の所、補正前は 500,000 円が正しいと思いますので、こちらは遅くなりましたが、訂正をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議　　長　はい。少し多岐に渡ったご質問。それに対する説明をしていただきましたけど、それぞれ３名の方よろしいでしょうか。

評 議 員　はい。

保田評議員　（挙手）

議　　長　どうぞ。

保田評議員　あまり質問したくないと思って、意見も言いたくないと思ったんですけど。今日のモヤモヤしたもんを、明日に持っていけへん性質なんで。ちょっと意見だけ言いますが、支出の時にね。こういうふうな複合機を買うとか、そういうのは恐らく事務局がアウトラインを持ってはると思うんです。それでね、こんなんがええんちゃうかっていうものをね。出してね。我々が了解するっていうのは、私は違うと思う。そのために事務局があったり、会長がいはる訳ですからね。そこらへんで判断してもらったらだめなんか

なと思ったりして。私がずっと生活経験した中で、こういうことに関して掛けましたけど、これを買いますよと。ほぼこれぐらいの予算でね。それはもう、承認いただいたらそれを有効利用させてもらって、こんな物を買いましたっていう後日報告になる部分もあったんですけど。それ、そこまで評議員がチェックせないかんのかなっていう、ふと疑問があることと、私、役場の机のあの並び方が、決して良い並び方やとは思ってないんです。四角い机でね、一生懸命仕事して。最近ね、企業訪問したら、パソコンも毎日変わるんですね。自分のパソコンがね。衛生課の方がね、違う所に座ってはったりする会社もあるので、そういうような意味で企業効率上げておられるから、私は机でそんなに。四角な物に限定せんでも、波があってね、やわらかい感じがあってもいいし。結構、わたしも現場で算出したとき高かったですし、結構いい物があるんで。仕事のしやすさも考えたら、事務局も結構、ある意味で苦労してはるんやなと。だって、机が無い人もいはったって話ですから。悪いことしたなと思ったりしながら、若干、私の疑問をぶつけましたが、これに関しては答えていただかなくて結構です。

議　　長　はい、わかりました。それじゃあ、事務局どうぞ受け止めていただくということにします。

他にございませんか。ご意見が無ければですね、これをもちまして本日の案件の全てのご審議をいただきましたので、ここで議長を降壇させていただきます。どうも長時間に渡りまして、つたない議長でしたけれども皆さんのご協力で無事、議事が終了いたしましたことを感謝申し上げて、解任の挨拶させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

以上、本評議員会の案件は全て終了したので、午後３時１５分散会した。

上記の決議を証するため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成２９年２月２７日

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２８年度第３回評議員会において

議　長　　印

署名人　　印

署名人　　印